

令和5年3月22日

静岡県環境整備事業協同組合理事長 様

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会会長 様

静岡県くらし・環境部環境局

廃棄物リサイクル課長

マスク着用の考え方の見直し後の
新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の取扱い等について

これまで、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の取扱い等について、本県としての対応をお知らせするとともに、貴会会員への周知をお願いしているところです。

令和5年3月13日以降（学校にあつては4月1日以降）は、「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、マスクの着用は個人の判断を基本とすることとなります。

また、一般の事業所については、自主的な感染防止対策の徹底により二次感染率は低く、一律に濃厚接触者を特定し行動制限を実施した場合、従事者の不足等社会経済活動への影響が大きいため、原則として濃厚接触者の特定は行っておりませんでした。マスク着用の考え方の見直し後も、原則、濃厚接触者の特定は行わないこととし、取扱いを下記のとおりとしましたので、お知らせします。

貴会会員への周知をお願いします。

記

1 マスク着用の考え方の見直しについて

- ・マスク着用については、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個々人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることが基本
- ・事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- ・高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、①医療機関受診時、②医療機関や高齢者施設等への訪問時、③通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時は、マスクの着用を推奨
- ・症状がある場合や、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の場合、同居家族に陽性者がいる場合は、周囲に感染を広げないため、外出を控え、やむを得ず外出する場合には、人混みを避け、マスクを着用

2 濃厚接触者の取扱い等

- ・一般の事業所については、引き続き、保健所では、原則として濃厚接触者の特定（※）等を行わない。

※濃厚接触者の特定は、「手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で必要な感染予防策なしで患者と15分以上の接触者があった者」が要件の1つとなっているが、**マスクを着用しないことのみをもって一律に濃厚接触者と特定されるのではなく、周辺環境や接触の状況等個々の状況から総合的に判断**

- ・個々の状況等から事業所内での感染拡大が危惧される場合に、各事業所が、感染者との接触者を特定し、在宅勤務等を求めることを妨げるものではない。
- ・事業所等で感染者と接触があったことのみを理由として出勤を含む外出を制限する必要はないが、接触から7日間が経過するまでは、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等を控えるよう周知すること。
- ・同一世帯内の同居者の二次感染率は、その他の接触者の二次感染率より高いと考えられるため、感染者と同居している者は、引き続き、濃厚接触者として、原則5日間、自宅で待機する。

3 関連資料

チラシ「マスク着用は個人の判断が基本となります」

担 当：資源循環班、産業廃棄物班
電話番号：054-221-2426（資源循環班）
2423（産業廃棄物班）